

令和5年度 中標津町医療技術職員養成 修学資金貸付制度のご案内

中標津町医療技術職員養成修学資金貸付制度とは・・・

町立中標津病院における医療技術職員の充足を図るため、
将来病院に勤務しようとする者に対し、修学資金を貸付する制度です。

令和5年貸付対象者

看護師（保健師助産師看護師法により設置された学校又は養成所に資格取得のため入学の許可を得た者）

貸付金額

看護師・・・月額**10**万円以内

貸付条件

貸付期間終了後、速やかに勤務し4年
（貸付期間が4年を超える場合には、貸付期間）
以上病院に勤務することを誓約した者



返済免除条件

資格取得後、4年（貸付期間が4年を超える場合には、
貸付期間）以上病院に勤務した時は、返還が免除されます。

申込み方法

詳細は1月中下旬頃、町立中標津病院のホームページに概要を掲載予定です。ホームページから内容をご確認のうえ、必要書類を提出してください。

問い合わせ

はこちらまで

〒086-1110 標津郡中標津町西10条南9丁目1番地1
町立中標津病院 管理課総務係

☎ 0153-72-8200

✉ b-soumu@nakashibetsu.jp

🌐 <https://nakashibetsu-hospital.com>

